


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	川口 莊一		
件名	東大和市敬老金支給条例施行規則を廃止する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市敬老金支給条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>この条例施行規則は、期日に88歳を迎えた高齢者に敬老金を贈る事業の実施に関し必要な事項を定めるが、東大和市敬老金支給条例を廃止することに伴い、本規則を廃止するものである。</p> <p>(1) 主な内容 条例の廃止に伴い、施行規則を廃止する。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 高齢者福祉に関する事務事業を整理するものである。なお、慶祝事業の性質上、廃止による影響は限定的である。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年1月19日 市長決裁により廃止を決定済み 令和4年2月 東大和市敬老金支給条例を廃止する条例については、令和4年第1回東大和市議会定例会において議決済み。 令和4年3月 文書課事前審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに廃止手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。